

3. 2 基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち

方針2-(1) 美しい街並みの形成

施策2-① 景観形成の推進



◆現状と課題

■現状

- 調布市には、国分寺崖線や多摩川・野川などの豊かな自然環境と駅周辺のにぎわいのある都市空間、落ち着いた風情を感じさせる街並み、のどかな農の風景など自然と生活が調和した魅力的で多彩な景観が広がっています。
- 景観法をはじめ、景観やまちづくりに関する国の法制度の充実、京王線の地下化による都市構造の大きな変化などを背景に、調布市は平成24(2012)年に地域の特性を生かした景観形成に向けて「調布市景観基本計画」を策定し、平成25(2013)年に景観法に基づく景観行政団体へ移行後、「調布市景観計画」を策定し景観まちづくりを進めています。
- 国分寺崖線などの豊かな緑、多摩川や野川などの水辺と湧水に恵まれた自然環境は、調布市の特徴となっており、「調布市景観計画」において、国分寺崖線景観形成重点地区[§]に指定しています。
- 調布・布田・国領3駅の駅前広場と各駅をつなぐ鉄道敷地の連続した空間の有効活用により、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間の整備が進められています。
- 交通利便性向上に加え、環境空間としての交流機能や景観形成機能などの広場空間を兼ね備えた駅前広場の整備が進められています。
- さらに、東京都屋外広告物条例に基づいて広告物の規制・指導等を行い、良好な景観の確保に努めています。
- このほか、平成28(2016)年に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することが求められています。

■課題

- 自然、歴史・文化活動、都市活動が調和した調布らしい魅力ある街並みの形成に取り組んでいくため、長期的な視点に立って、市民、事業者と市とが一体となって自然景観及び都市景観に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

◆施策の方向

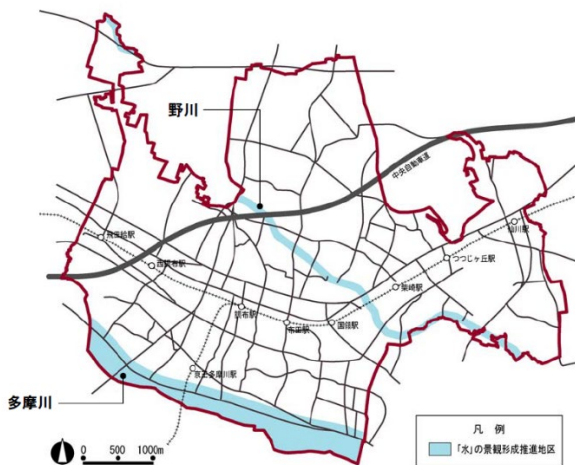
眺望や周囲の街並みに配慮しながら調和のとれた街並みづくりを推進し、質の高い都市空間の形成を図ります。

◆施策（取組）の内容と主な事業

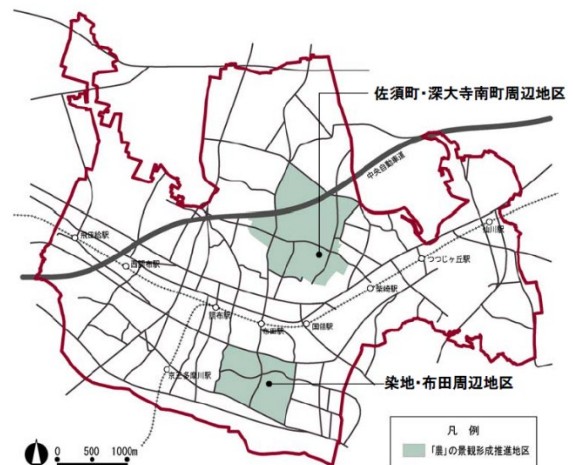
■ 自然の眺望を活かした都市景観づくり

街並みの背景にある崖線の緑、河川敷等の水辺空間が持つイメージを活かした都市景観づくりに取り組みます。自然景観の保全に当たっては、緑や水辺環境の保全とともに、都市計画法や景観法等との連携・活用を図りながら取り組みます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 調布市景観計画「景観形成重点地区^S」及び「景観形成推進地区」における自然環境を生かした景観誘導 	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> ● 土地利用転換時における周辺地域と調和した景観誘導 	



「水」の景観形成推進地区の範囲
出典：調布市景観計画



「農」の景観形成推進地区の範囲
出典：調布市景観計画

■ 調和のとれた街並みの形成

公共施設等のデザインは周囲の街並みに十分配慮するとともに、主要な道路の沿道等においては、地区計画^S制度等の都市計画制度を活用して建物の高さや壁面位置などを誘導し、統一感のある街並みの形成に努めます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 景観条例に基づく公共施設のデザイン向上等景観整備の推進 	営繕課
<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画や景観協定等の活用による地区の特性に応じた良好な街並み景観に向けたルールづくり 	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における景観意識の醸成・担い手の育成 	

■ 洗練された街並みの保全・創出

街並み景観を保全し、更に洗練されたものとしていくため、景観法の届出制度を活用した誘導方策を検討するほか、緑化等による景観形成に取り組みます。

事業内容	担当課
● 景観法及び調布市景観条例に基づく景観誘導	都市計画課
● 東京都屋外広告物条例に基づく広告物の規制・指導・除却	環境政策課
● 街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全	街づくり事業課 道路管理課
● 無電柱化の推進	
● 花いっぱい運動 [§] の推進	緑と公園課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
無電柱化道路延長 ^{※1}	0m (平成26年度)	【H28～R元の累計】 1,177m (0m ^{※2}) (令和元年度)	【H28～R7の累計】 1,380m (令和7年度)
公共が保全する緑の面積 ^{※3} (再掲)	146.63ha (平成26年度)	149.27ha (令和元年度)	149.85ha (令和7年度)

※1 電線共同溝方式による整備延長

※2 令和元年度の整備延長

※3 指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地[§]及び民間が所有する緑地で市が補助対象としている保全地区を指す。

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 住宅や事務所を新築又は増改築する際は、街並みに配慮して周囲の景観に調和したデザインとなるよう配慮します。 **市民** **事業者**
- 地区の街づくり協議会や地区計画[§]策定など、住民発意のまちづくりへの参画を通じて、良好な街並みの形成に向けたルールづくりと実践に努めます。 **市民** **市民団体** **事業者**
- 開発事業者は、大規模事業においては事前の協議や構想・計画段階からの情報開示に努め、良好な景観づくりに協力します。 **事業者**



施策2-② 歴史・文化環境の保全・継承

◆現状と課題

■現状

- 国は、地域が一丸となって地域の個性やその魅力を発信し、経済振興とともに住民の誇りと愛着を育み、活気にあふれた地域社会を築くことを目指して、平成18(2006)年に観光立国推進基本法を制定し、平成20(2008)年に観光庁を発足させ、取組を進めています。
- 調布市においては、国分寺崖線等の豊かな緑、多摩川や野川等の水辺と湧水に恵まれた自然環境の中で刻まれてきた歴史・文化を背景に、深大寺周辺をはじめとする固有の景観が残っています。
- 特に、深大寺・佐須地域には、地域の環境資源として国分寺崖線の緑や湧水、まとまった都市農地や水路などからなる里山[§]風景が残されているため、調布市では、「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」に基づき、それらの保全・活用に向けた取組を進めています。
- 深大寺地区の景観は多くの市民がその良さを実感しており、「深大寺通り街づくり協議会」が中心となって街づくり協定が締結されるなど、地区住民による活発な街づくり活動が行われています。
- 調布市内には、国指定史跡下布田遺跡・深大寺城跡などの文化財が残されています。
- 武者小路実篤が晩年を過ごした邸宅跡には実篤公園が整備されており、隣接地には武者小路実篤記念館があります。
- 国登録有形文化財真木家住宅については、隣接する公園との一体的な有効活用について検討を進めています。
- 平成29(2017)年9月に深大寺の「銅造釈迦如来倚像(通称白鳳仏)」が国宝に指定されたことを契機に、深大寺と連携し、調布の魅力を高める取組を推進しています。

■課題

- 緑や水に関係する豊かな景観資源を活かして、自然環境や歴史・文化と調和した調布市ならではの景観を保全し、景観づくりを進めていく必要があります。



不動の滝



国指定史跡深大寺城跡

◆施策の方向

豊かな自然とともに育まれた歴史・文化環境を保全し、調布市ならではの良好な景観として、次世代につないでいきます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 歴史・文化環境の保全・継承

市民が愛着を感じる自然や歴史・文化を未来に伝える史跡・文化財等とともに、それらにまつわる郷土の歴史・文化についてもあわせてPRに努め、地域資源として保全を図り、次世代へ継承していきます。

事業内容	担当課
● 指定文化財の適切な保全・管理	郷土博物館
● 国指定史跡下布田遺跡・深大寺城跡及び国登録有形文化財（建造物）真木家住宅の保全・活用	
● 歴史・文化遺産に係る普及啓発事業の企画開催	

■ 歴史・文化を活かした景観づくりの推進

地域の歴史・文化遺産の特性及び自然環境に配慮して景観の保全に努め、それらを核に地域との連携を図りながら周辺の景観づくりを進めていきます。

事業内容	担当課
● 深大寺周辺地域の景観の維持・向上を図るための地域との連携による街並み環境整備事業の実施	都市計画課
● 景観法の制度を活用した景観まちづくりの推進	
● 実篤公園の保全・整備	緑と公園課・郷土博物館
● 深大寺・佐須地域における「農」の歴史や文化を活かした景観づくりの推進	環境政策課・緑と公園課 都市計画課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
調布には優れた景観があると思う市民の割合※	82.5% (平成30年度)	85.1% (令和元年度)	90.0% (令和4年度)

※ 調布市基本計画（令和元（2019）年5月）の「まちづくり指標」と同内容としている。当該計画の目標値を変更した際には、連動して目標値を設定するものとする。

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 地域の歴史・文化遺産の歴史性及び自然環境に配慮した景観づくりへの取組に協力します。 市民 市民団体 事業者

方針2-(2) 快適な空間の確保



施策2-③ まちのうるおいの創出

◆現状と課題

■現状

- 令和2(2020)年4月現在、市内には都・市立の公園が231箇所あり、面積は約129.4ha、市民一人当たりの公園面積は5.45㎡となっています。市民一人当たりの公園面積は、公園面積は増加しているものの、人口も増加したことにより、近年低下しています。
- 都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川緑地など、緑の多い大規模な公園や中小規模の公園が配置され、多くの人に利用されています。一方で、公園・遊び場に対する市民満足度は低く、特に「質」に関する満足度が低くなっています*。
- 市は、生垣設置に対する助成のほか、市内の空き地等に花を植え、その活動を支援する「花いっぱい運動[§]」の展開などによって、まちなかの緑化を推進しています。
- 「調布市自然環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則」においても、道路、公園、住宅地など様々な施設を対象として緑化の基準を設けています。
※ 「調布市の緑に関する市民アンケート調査」(令和元(2019)年度実施)

■課題

- 公共施設整備における緑化推進、民有地の緑化の誘導を進めるとともに、緑や公園の質の向上を図り、市民がまちのうるおいを感じられる環境を創出していく必要があります。



花いっぱい運動の一環として
ラグビーワールドカップに合わせて
調布駅前に設置した「おもてなしガーデン」

出典：調布市資料

◆施策の方向

公共施設の適切な維持管理とともに、公共施設整備に当たっては公園・緑地等の緑化を推進し、うるおいの感じられるまちづくりに取り組みます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 緑豊かな環境づくり

連続した緑の空間を創出する緑豊かな環境づくりに取り組みます。

事業内容	担当課
● 新設生垣に対する助成	緑と公園課
● 花いっぱい運動 [※] の推進（再掲）	
● 校庭の芝生化	教育総務課

■ 公園・緑地が有する機能の適切な配置と維持

将来の人口減少や少子高齢化の進展に備え、地域のニーズや特色を踏まえ、公園・緑地等の不足地域に適正に配置するとともに、適切な維持管理から、市民にとって利用しやすい快適な憩いの場の提供に努めます。

事業内容	担当課
● 公園・緑地の適切な整備	緑と公園課
● 公園・緑地の樹木の適切な維持管理	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
花いっぱい運動の実施箇所数	34箇所 (平成26年度)	46箇所 (令和元年度)	51箇所 (令和7年度)
市民一人当たりの公園面積	5.77㎡ (平成26年度)	5.45㎡ (令和元年度)	5.5㎡ (令和7年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 自宅や事業所の敷地内の緑化に努めるとともに、花いっぱい運動をはじめとする緑化活動に協力します。

市民 市民団体 事業者



施策2-④ 都市美化の推進

◆現状と課題

■現状

- 調布市は平成9(1997)年に「調布市都市美化の推進に関する条例」を制定し、都市美化を推進しています。条例に基づいて「美化推進重点地区[§]」に指定された地区は、令和2(2020)年3月末現在で8地区あり、市民・事業者による定期的な清掃活動が実施されています。
- ごみ、たばこの吸い殻のポイ捨てなどの迷惑行為に対する市民の関心は高く、調布市では市内各駅で喫煙マナーアップ清掃等を実施しています。
- 受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的として、平成31(2019)年3月26日に「調布市受動喫煙防止条例」を公布、令和元(2019)年7月1日から施行し、市内9駅周辺の路上等を「調布市路上等喫煙禁止区域」に指定するなど、受動喫煙の防止に向けた取組を進めています。
- 路上(歩道等)に放置された自転車が歩行者の通行の支障となっているとともに、自転車駐車場においても持ち主のわからないまま放置される自転車があります。
- 飼い主のいない猫やペット等のふんや鳴き声など、生活トラブルに関する相談が多数寄せられています。

■課題

- 市民のより一層の美化意識の高揚と、喫煙やポイ捨て、ペット等に関する公衆マナーの向上・取組を進める必要があります。



多摩川クリーン作戦



調布駅前クリーン作戦

◆施策の方向

ごみ捨てや喫煙等のマナーを守るよう意識啓発を図るとともに、清掃等の美化活動や美化対策、屋外喫煙対策の推進によって、快適な都市環境を確保します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 公衆マナーの遵守を目指した意識啓発

ごみのポイ捨てや歩行喫煙など、公衆に対する迷惑行為を防止し、美化意識の向上につなげるため、市民の意識啓発に取り組みます。

事業内容	担当課
● ごみのポイ捨て防止や喫煙マナー向上のための啓発	環境政策課
● 犬の登録・狂犬病予防接種の推進・散歩マナーの啓発	

■ 市民参加による美化活動の推進

快適な都市環境を確保するため、「調布市都市美化の推進に関する条例」に基づく美化推進重点地区[§]の指定、定期清掃活動、地域の美化活動等を推進します。

事業内容	担当課
● 調布市都市美化の推進に関する条例に基づく美化推進重点地区の指定と地域の美化活動（地域清掃）の支援	環境政策課
● 多摩川、野川、調布駅前等でのクリーン作戦 [§] の実施	
● 市民参加による道路清掃（ふれあいのみちづくり事業）の推進	道路管理課

■ 受動喫煙防止に向けた屋外喫煙対策の推進

歩行喫煙などによる屋外における受動喫煙や、屋外喫煙によるポイ捨ての防止を図るため、啓発用標示板等の設置や清掃の実施等を推進します。

事業内容	担当課
● 喫煙マナーアップ清掃の実施及び啓発用プレート等の設置	健康推進課、環境政策課
● 受動喫煙防止啓発用標示板の設置（駅前、公共施設、通学路）	環境政策課・健康推進課 学務課
● 調布市受動喫煙ゼロの店登録事業の推進	健康推進課

■ 美化対策の推進

放置自転車や飼い主のいない猫等の地域問題に対して、適切な対策を推進します。

事業内容	担当課
● 放置自転車の対策	交通対策課
● 自転車駐車場の整備の推進	
● 飼い主のいない猫等の対策の推進	環境政策課

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
美化推進重点地区 [§] 数	7地区 (平成26年度)	8地区 (令和元年度)	11地区 (令和7年度)
美化活動に参加した市民の数 ^{※1}	9,075人 (平成29年度)	4,428人 ^{※2} (令和元年度)	11,000人 (令和4年度)

※1 調布市基本計画（令和元（2019）年5月）の「まちづくり指標」と同内容としている。当該計画の目標値を変更した際には、連動して目標値を設定するものとする。

※2 令和元（2019）年10月に発生した台風19号の影響により、秋の多摩川クリーン作戦、野川クリーン作戦等が中止となり、参加人数が基準値より減少している。

○ 市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 地域の清掃活動に参加するなど、まちの美化に協力します。

市民

市民団体

事業者

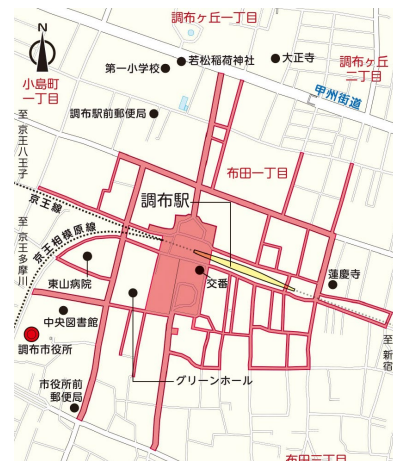
【コラム】調布市受動喫煙防止条例

調布市では、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的に、令和元（2019）年7月に調布市受動喫煙防止条例を施行し、受動喫煙防止に向けた取組を進めています。

受動喫煙防止条例の主なポイント

- ①市内の駅前広場やその周辺の路上を路上等喫煙禁止区域に指定
- ②学校、児童福祉施設などの敷地に隣接する路上での喫煙を禁止
- ③市立の公園や広場での喫煙を禁止
- ④市立施設の敷地内は屋内外を問わず禁煙
- ⑤事業者や市民などが守る責務を規定

※ ただし、市長が定める施設を除く。



調布駅周辺路上等喫煙禁止区域